

社会の変化に適応し安心して暮らせるまち

1 取組の方向性

①気候変動への「適応」に向けた施策を推進します！

本計画は気候変動適応法に基づく「豊川市気候変動適応計画」を内包するものです。

本市での気候変動による影響やこれまで実施してきた気候変動の適応策を踏まえて取組内容等を見直しました。

気候変動適応計画について

- 自治体が主体となって、その区域での自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画。
- 既存及び将来の様々な気候変動の影響を計画的に回避・軽減するために、農業、自然生態系、自然災害など（詳細は p51～53）の分野ごとに、気候変動対策を示す。

②環境政策を着実に推進します！

環境政策の出発点である市民の健康と生活環境を守るための施策については、現行計画から引き続き、着実な推進を図ります。

③豊川らしい良好な景観を形成します！

公園緑地の整備やユニバーサルデザインへの配慮等、ゆとりある生活空間の整備に取り組むだけでなく、歴史文化資源の保全や活用、田園や里山といった田園景観の保全等、豊川らしい良好な景観の形成に取り組みます。

2 環境指標とモニタリング指標

環境指標に気候変動の適応への認知度と生活における衛生環境の市民満足度を設定します。

モニタリング指標として、生活環境に係る環境基準の達成状況や活動実施件数等を設定します。

環境指標		現状値	目標値（2030 年度）
環境指標	4-1 気候変動への適応策の認知度	52.0%（2023 年度）	60.0%
	4-2 生活における衛生環境の市民満足度	73.7%（2023 年度）	80.0%
モニタリング指標	4-3 環境基準の達成状況※	3/4 種（2023 年度）	4/4 種
	4-4 アダプトプログラム登録団体数	184 団体（2023 年度）	210 団体
	4-5 クーリングシェルター設置数	52 箇所（2024 年 8 月末）	60 箇所

※光化学オキシダント、環境騒音、新幹線騒音、自動車騒音の 4 種。2023 年度は光化学オキシダントのみ未達成のため 3/4 種となった。

3 市民・事業者・行政の役割と行動

気候変動に適応しながら、豊かな自然や歴史・文化に育まれてきたまちの暮らしを維持していくためには、行政としての気候変動への適応策やまちづくりの方針等を示すことに加えて、そこで暮らし、活動する市民や事業者にも参加を促し、みんなで未来のまちづくりを進めていくことが重要です。

なお、市民の中には、既に気候変動への適応や豊川市のまちの特徴を理解し、行動している人と、現状では行動していない人がいることや、事業規模や業態によってまちとのつながり方が異なることを踏まえて、それぞれの役割や行動を以下のとおり位置づけます。

市民

気候変動に適応した暮らしについて理解し、自分たちでできる取組にチャレンジする

既に自覚し、行動している市民は…

- ・気候変動に伴う災害の激甚化や健康被害等の影響を理解し、先手を打って実際の行動に努める
- ・行政の取組を意識し、積極的協力に努める
- ・先導的な担い手として地域での情報発信に努める

今は行動していない市民は…

- ・気候変動に伴う災害の激甚化や健康被害等の影響について、自分にも関係があることとして理解するよう努める

事業者

気候変動による経済活動への影響を理解し、取組を推進する担い手として積極的にチャレンジする

事業規模が大きい事業者は…

- ・気候変動に適応できるように、施設の更新や勤務体系、従業員の管理、BCP策定等を計画的に実施するよう努める
- ・自社で取り組む気候変動への適応等の取組を積極的に発信し、他事業者等への先導的役割を担うよう努める

事業規模の小さい事業者は…

- ・気候変動に伴う影響について、自社の経営にも関係があることとして理解し、BCP策定等のできることから努める
- ・行政や大規模事業者等の取組の情報を把握するよう努める

市民・事業者・行政が連携しながら取組を推進

行政

- ① 気候変動への適応策について、関連計画との連動を図り着実に推進する
- ② 市民や事業者の気候変動適応に向けて、総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する
- ③ 行政の事務事業として気候変動適応に資する取組を推進し、情報を発信する
- ④ 自ら行動を起こしにくい環境にある市民や事業者への関心・理解を深める
- ⑤ 国や県の最新の取組情報を収集し、市民や事業者に応える

方針① 気候変動に適応できるまちをつくる

気候変動の影響について、将来のリスクも含めて評価を行い、気候変動への適応に向けて必要な施策を実施します。

適応策の取組内容は、最新の気候変動に関する知見や気候変動問題の発生状況等を踏まえて、柔軟に対応を変えられるようにします。

本市での分野ごとの具体的な適応策の内容について、p.51～p.53に整理します。

取組A 気候変動の影響把握



施策 A-I

気候変動の影響の把握及び将来予測

- 豊川市での気候変動による影響の把握・整理及び研究
- 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト等を活用した、気候変動の影響予測等の情報収集・整理
- 将来の予測される被害やリスクに対する重大性、緊急性等の評価

取組B 気候変動の影響への適応策の推進

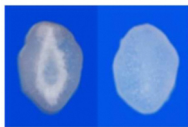


施策 B-I

各分野での適応策の実施

- 気候変動の影響の把握及び将来予測を踏まえた適応策の検討
- 防災マップ・洪水ハザードマップの作成、発信
- 気候変動に伴う健康被害に適正に対応するための情報発信
- 豊川市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定

■本市での気候変動への適応策

分野	適応策
 農業・林業・水産業	● 農業用ハウス等の施設の建設及び設備の設置に係る経費に対して補助を行うことで産地化を図ります。 ● 治山施設の整備、治山事業及び森林整備を推進し、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図ります。 気候変動への影響 ● 農産物の生育障害や品質の低下、収量の減少 ● 農業害虫の発生量の増加や、発生期間の長期化 ● 河川の水温上昇等によるアユ等の成長阻害や漁獲量の減少 ● 海面水温の上昇や海流の変化による漁獲量の減少 コメの品質低下  白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面 適応の取組事例 ● 事業者への気候変動リスクの注意喚起 ● 気温上昇による農作物の生育不良への対応の推進 ● 気温上昇による害虫への対応の推進 水田での病害虫の発生状況調査 
 水環境・水資源	● 水生生物調査による水質調査を実施します。 ● 河川の水質変化に注意を払いながら、引き続き、水質調査を実施します。 ● 水道出前講座や施設見学、水道週間等の実施により、水の重要性を啓発します。 ● 通常時及び渇水の恐れのある早い段階から関係機関や報道機関と連携し、情報発信や節水の呼びかけを行います。 気候変動への影響 ● 河川等の公共用水域の水温の上昇 ● 降水日数の減少により地下水位が低下し、水資源の利用が制限されることが懸念 豊川水系の水源である宇連ダム(2006年の渇水時)  適応の取組事例 ● 河川・地下水の水質モニタリング調査の実施 ● 渇水被害の軽減への取組推進 ● 水資源の大切さに関する市民や事業者の理解の促進 豊川での水生生物調査 

分野

適応策



自然生態系

- 三河湾環境再生促進のための意識啓発、実践活動の促進を行います。
- 生物多様性に係る情報の共有と普及啓発の実施や人材の確保・育成を図ります。

気候変動への影響

- 河川等の水温上昇による水生生物への影響
- 外来種の分布域や野生鳥獣の生息域の拡大
- 積雪時期の短縮等による陸域生態系の分布適域の変化

特定外来生物 ノートリア



適応の取組事例

- 自然環境に関する調査の実施
- 健全な生態系の保全・再生
- 自然環境に関する教育の実施

とよかわ版身近な自然環境調査マップ



自然災害
・沿岸域

- 各種ハザードマップの作成及びその情報提供等のソフト対策に取り組めます。
- 防災講話の開講を通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の育成強化に取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。

気候変動への影響

- 大雨頻度が経年的に増加傾向にあり、短時間に集中する降雨の強度が増大
- 大雨による洪水や土砂崩れ等の自然災害の甚大化
- 海面上昇による高潮被害の激甚化
- 海水温上昇による台風の強化

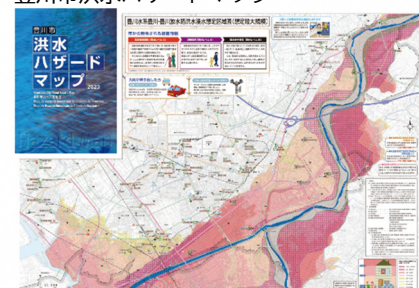
豊川市内の浸水実績図



適応の取組事例

- 避難・災害情報に関する情報提供の充実
- 災害時に行動できる人材育成
- 地域を守る災害対策の強化

豊川市洪水ハザードマップ



分野	適応策
 健康	● イベント開催時の水分補給等による熱中症予防を推進します。 ● 光化学スモッグ及びPM2.5に関する情報提供を行います。 ● 小中学校や保育施設等へのエアコンの設置を推進します。 ● ホームページ等による熱中症予防の啓発を行います。 ● 乳幼児健診や各種健診、地区のサロン等で、熱中症予防の啓発を行います。 ● 小中学校や保育施設等に熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるよう注意喚起を行います。 ● 光化学スモッグ予報発令時には、有人体育施設等において注意喚起の掲示を行います。 ● 感染症のリスクに関する情報発信を行い、定期的予防接種である日本脳炎ワクチンの接種率向上に努めます。 気候変動への影響 ● 熱中症のリスクの増大 ● 人体に有害な光化学オキシダント濃度の上昇が懸念 ● デング熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカ生息可能域の拡大の懸念 適応の取組事例 ● 熱中症に関する注意喚起の推進 ● 熱中症対策の徹底 ● 光化学オキシダント発生の注意喚起の推進
 市民生活・都市生活	● 老朽管を水害等の自然災害にも耐えられる耐震管へ変更する等の強靱化に向けた施設整備を推進します。 ● 気候の変化や、情報提供等の周知啓発を実施します。 ● 緑のカーテンによる室温の低下を図ります。 ● 気候の変化に関心を持ち、居住環境やライフスタイルを工夫して健康維持に努めるための情報を提供します。 ● 環境学習副読本を用いた環境教育を推進します。 気候変動への影響 ● 豪雨、強風等による道路等のインフラ施設や、電気、水道等のライフライン施設の被害と市民生活への支障 適応の取組事例 ● 災害時を想定したBCPの周知・徹底を推進 ● 地域マイクログリッド（自立分散型地域エネルギーシステム）の検討

方針② 公害の不安なく暮らすことのできるまちをつくる

市民の安心・安全な生活の基礎となる、きれいな水環境・大気環境を保全するために、水質汚濁や大気汚染等の防止するための取組を推進します。

環境に関する各種指標を継続して測定・監視するとともに、必要に応じて市民や事業者への指導や啓発を行います。

取組C

水・大気・土壌等の基盤の汚染防止



施策 C-1	水質の調査・監視及び汚濁防止の指導・啓発	● 河川や海域の水質調査の定期的な実施と結果の公表 ● 下水道整備計画に基づく公共下水道の整備推進 ● 下水道整備地域での未接続世帯の速やかな接続の働きかけ ● 汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進 ● 工業団地進出企業、ゴルフ場に関する環境保全協定の締結と監視、指導 ● 工場や事業所等の水質汚濁発生施設に対する県と連携した水質汚濁発生防止の指導 ● 市民、事業者による河川・水路の水質保全、環境美化等の活動支援 ● 生活排水対策に関する出前講座の実施 ● ヨシ等の水生植物の保全・回復による河川の浄化対策の実施
施策 C-2	大気の調査・監視及び汚染防止の指導・啓発	● 大気測定の定期的な実施と環境基準の達成状況の公表 ● 光化学スモッグ等による健康被害予測時の注意喚起の実施 ● 工場等の大気汚染物質発生施設に対する県と連携した規制・指導の実施 ● 工業団地進出企業等との公害防止、環境保全のための協定締結
施策 C-3	土壌汚染・地下水汚染防止に向けた指導・啓発	● 地下水汚染等の発生時に県と連携した健康被害の防止 ● 土壌汚染等の防止のための環境保全型農業の促進

コラム 典型7公害とは

環境基本法では、「公害」を「1. 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる」「2. 相当範囲にわたる」「3. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって」「4. 人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義しています。

公害のうち以下の7種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）を典型7公害と呼びます。

豊川市では、事業者や県等と協力して、典型7公害に関する汚染物質等の監視や公害発生防止に向けた取組を実施しています。

公害の種類	
典型7公害	環境基本法で定義されている以下の7種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）をいう。
大気汚染	排煙、ばい煙、有毒ガス、自動車の排気ガス、粉じん（アスファルト粉じんを含む。）、ばいじん、農薬の空中散布、野焼きなど
水質汚濁	河川・湖沼の汚濁（汚水の流出、油分の浮流、土砂の混入等）、海洋汚染、地下水の汚染、農業用水の汚染、汚泥の河口たい積、配管の損壊による水道水の汚濁、魚類のへい死など
土壌汚染	有害物質の埋め棄て、農薬・鉱さいの流出など
騒音	機械・工具の作動音、モーター音、自動車の吸排気・走行音、警笛、ジェット機の爆音、犬の咆哮、カラオケ、拡声器音、人の話し声・喚声、建設作業音、ボイラー音、共同住宅の隣接室からの排水音など
振動	地響き、ガラス戸・建具のがたつき、電灯の揺れ、戸・窓の開閉支障、窓ガラスのひび割れ、建物・設備等の損傷など
地盤沈下	建物・設備等の損傷及び家屋の傾斜、道路の陥没など
悪臭	浄化槽・下水からの汚臭、たい肥・有機肥料の臭気・腐敗臭、調理に伴う異臭、焼却集、揮発集、刺激臭、汚物臭など

取組D

騒音・振動・悪臭の防止に向けた指導・啓発



施策 D-1

騒音・振動・悪臭防止に向けた指導・啓発

- 自動車騒音等の測定の定期的な実施と環境基準の達成状況の公表
- 工場等の施設や建設作業に対し、騒音・振動防止の指導の実施
- 交通渋滞の解消に向けた幹線道路網整備の推進
- バイパスや交差点改良等の道路整備による渋滞緩和の推進
- 国道・県道の自動車騒音の著しい地点での国・県への対策要望の実施
- 住工混在による騒音・振動公害防止のための土地利用の適正化
- 新幹線騒音に関する愛知県新幹線公害対策連絡会議を通じた要望の実施
- 近隣騒音公害に関するマナー啓発
- 開発行為による環境への悪影響を低減するための指導の実施
- 畜産事業所等の悪臭対策が必要な施設に対する指導・啓発

コラム 騒音・振動・悪臭に関する生活マナー

典型7公害のうち騒音、振動、悪臭のいわゆる感覚公害については工場等の事業活動によるものだけでなく、日常生活での行動が原因となるケースもあります。

こうした感覚公害を引き起こさないためのマナーに配慮して生活することも重要です。

あなたの音 がまわりの人に 不快感をいだかせていたら…

音への気づき忘れずに

室内では静かに歩きましょう。
ドアや窓の開け閉めにもちょっとした気づきを、大声での長話など、ご近所に迷惑をかけないようにしましょう。

音源の配置に工夫を

ピアノ、ステレオ、エアコンなどは、隣家から聴いて置きましょう。

音はひかえめに

楽器を演奏するとき、ステレオ、テレビ、ラジオを使うときは音量に注意しましょう。ステレオなどではヘッドホンを使いましょう。

ご近所となかよく

日頃からあいさつをするなど、近所づきあいに心がけましょう。お互いを思いやる気持ちが静かさを作りだします。
ルールづくりや申し合わせ、啓発活動など、地域ぐるみで生活騒音の防止に努めましょう。

より確実な騒音対策を

掃除機、洗濯機、エアコンなどには、品質表示ラベルに騒音値が表示されています。購入のときには音の小さい機種を選びましょう。

深夜、早朝はとくに注意

風呂釜、ボイラーなどは、消音ボックスを設置することで音が小さくなります。
建物の窓、床、壁、天井の遮音性能を高めることにより、音の伝播を減らすことができます。

ペットの鳴き声

ペットの習性を知ってちゃんと飼いましょう。近隣に配慮し、しつこくしつかり行いましょう。

出典：環境省リーフレット「その音だいじょうぶ？」

方針③ 歴史と自然の中で暮らせるまちをつくる

快適で清潔な住環境や美しい景観等を維持・保全するための取組を進めます。

道路や公共施設等の維持・保全において、環境に配慮したものとするとともに、歴史や文化と深く結びついた景観を構成する自然環境の保全を図ります。

取組E

ゆとりある生活空間の整備



施策 E-1	ゆとりある生活 空間の整備	● 土地区画整理事業や宅地開発を通じたゆとりある土地利用の推進 ● 土地区画整理事業や宅地開発等での地域の特性に合った公園緑地の整備 ● バリアフリーを意識した市内道路の改良工事の実施 ● 安全で快適な通行空間の確保と都市景観の向上に関する電線類地中化整備の推進 ● 市道の拡幅改良工事・歩道設置工事等による歩車分離の推進 ● 歩行者、自転車利用者の安全のための市内道路のカラー舗装化等の推進 ● 屋外夜間照明の LED 照明等の環境にやさしい照明の啓発 ● 町内会等の設置する防犯灯の LED 照明灯への更新の推進 ● 人にやさしくゆとりある生活空間の整備の推進（歩道・自転車道等）
施策 E-2	環境の美化	● ごみのポイ捨て防止や犬のフンの始末の指導・啓発 ● アダプトプログラムの活用による市民・事業者の環境保全への参加と環境意識の向上 ● 緑の確保に資するアダプトプログラムの登録の呼びかけ、支援の実施 ● 地域猫活動支援事業の推進 ● 「豊川市清掃の日」での市内美化活動の継続

取組F 公園緑地の整備



施策 F-1

公園緑地の整備

- 緑の基本計画等に基づく公園の再整備
- 市民の参加・協力による公園の樹木、街路樹等の維持管理の推進

取組G 豊川らしい歴史と自然を後世に残すまちづくり



施策 G-1

歴史的遺産の保存と活用

- 社寺境内の樹林、巨木・名木等を活用した保全意識の啓発
- 巨木や名木の実態調査の実施及び保護
- 御油のマツ並木の保護
- ふるさと樹木診断、環境整備等による天然記念物の保護
- 地域住民と連携した歴史文化資源の保存・活用の推進
- 文化財に関する啓発冊子の作成・配布
- 文化財の調査、保全、活用の実施
- 文化財活用拠点でのボランティアガイドの養成
- 文化財活用施設の活用（三河国分寺跡史跡公園三河天平の里資料館、豊川海軍工廠平和公園、平和交流館、大橋屋等）
- 三河国分寺跡を史跡公園として保存整備の推進

施策 G-2

伝統文化の継承に向けた施設・活動等の支援

- 地域の伝統芸能保全活動への支援（伝統芸能公演事業、伝統芸能支援事業）
- 適切な指導・助言による文化団体の育成
- 各種文化事業や講座、情報提供等による市民の文化活動の支援と文化意識の向上
- 文化芸術の課題の場としての文化施設の適正な管理運営、集約化・再配置の推進

施策 G-3

都市景観の形成の保全と啓発

- 自然・歴史的景観の保全及び調和のとれた公共施設の整備の推進
- サイン・デザインマニュアルに基づく交通案内標識類の設置
- 愛知県屋外広告物条例に基づく広告物の設置者への景観形成に関する協力
- 「美しい愛知づくり景観資源リスト」等を通じた景観に関する市民意識の向上
- 田畑や里山といった田園部の景観の保全

コラム 市内の巨木・名木

市内には、市の歴史や文化と深く結びついた巨木、名木が多く存在し、天然記念物として指定されているものもあります。

本市では豊川らしい景観を形成するこれらの樹木について保全を進めています。

牛久保のナギ



王林寺のクス



大和の大イチョウ



宝円寺のシダレザクラ



コラム 市民の考える「豊川市の特徴的な緑」（豊川市緑の基本計画より）

市民からは赤塚山公園や東三河ふるさと公園等、市民が自然と触れ合う、憩いの場所となっている公園等が「豊川市の特徴的な緑」と考えられています。

今後もこうした公園緑地等について整備・保全を行うとともに、活用に向けたイベント等を実施していきます。

■豊川市の特徴的な緑（回答者数1,134件、3つまで回答可）

